

特集 1 霊感商法等被害に関する取組

「旧統一教会」（現在は「世界平和統一家庭連合」）を始めとする社会的に指摘されている問題に関し、法テラスは、被害者の救済を目的として、その対応部署として令和4年11月11日に「特定施策推進室」を法テラス本部に新設するなどして取り組んできた。本特集では、令和4年度から引き続き「霊感商法等対応ダイヤル」を運営したことや、「ワンストップ相談会」の開催、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）施行に基づく「特定被害者法律援助業務」の開始等、主として令和5年度末までの霊感商法等被害に関する取組を紹介する。

霊感商法等被害に関する取組経緯

令和4年11月10日	「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」を取りまとめ
11月11日	法テラス本部に霊感商法等被害に関する対応部署として特定施策推進室を新設
11月14日	「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が設置した合同電話相談窓口の機能等を法テラスが継承 名称を「霊感商法等対応ダイヤル」と定める
令和5年1月11日	法テラスと全国統一教会被害対策弁護団（以下「弁護団」という。）との連携協定締結
3月21日	「霊感商法等でお悩みの方のためのワンストップ電話相談会」を実施
令和5年5月16日 ～令和6年3月20日	「霊感商法等でお悩みの方のためのワンストップ相談会」を全国各地で実施（令和6年3月20日まで）
令和5年12月20日	「特定不法行為等被害者特例法」公布
令和6年1月19日	「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議が被害者等支援の充実・強化策を取りまとめ
3月19日	「特定不法行為等被害者特例法」に基づき、特定不法行為等に係る被害者を対象に、資力を問わない無料法律相談等の援助を行う「特定被害者法律援助業務」を開始

第1 靈感商法等対応ダイヤルの運用

法テラスは、令和4年11月14日、法務大臣主宰による「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が設置した「合同電話相談窓口」（同年9月5日設置）の機能等を継承する形で、「靈感商法等対応ダイヤル」（以下「対応ダイヤル」という。）の運用を開始し、令和5年度もそれを継続した。

対応ダイヤルでは、幅広く相談を受け付けており、英語を含む10言語に対応した海外からの問合せや24時間利用受付可能であるメールフォームを用いた相談受付も行っている。

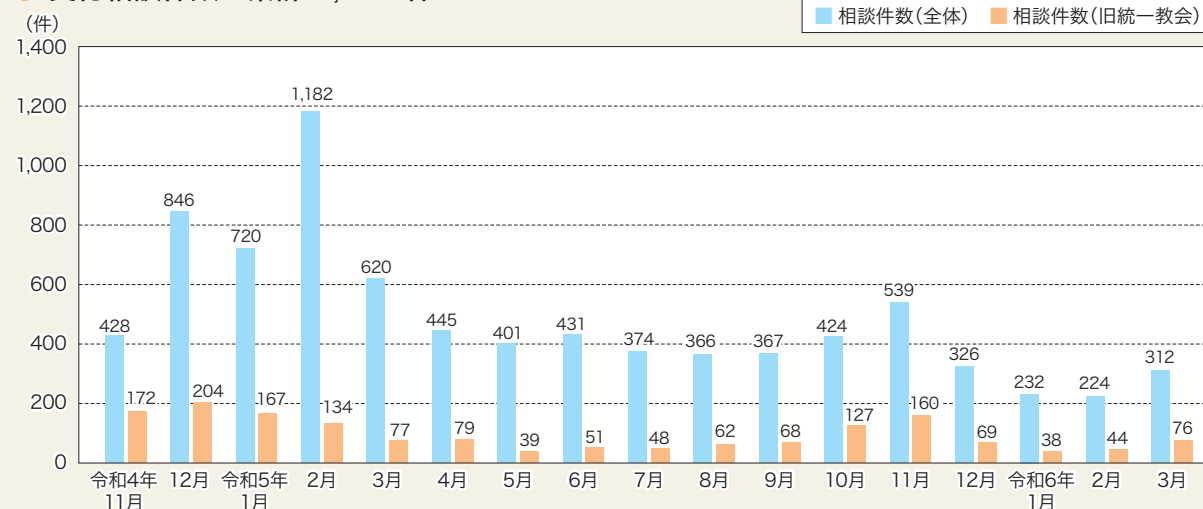
また、特定施策推進室に心理専門職を配置することで、心の悩み等に関する相談にも対応できるよう体制を整えている。

対応ダイヤルには、運用開始日の令和4年11月14日から令和6年3月末までに、累計8,237件（令和4年度3,796件、令和5年度4,441件）の相談が寄せられた。このうち、相談者の年齢は、「不明」を除くと「50代」が1,467人（18%）であり、最も大きな割合を占めた。



靈感商法等対応ダイヤルの様子

● 受付相談件数 累計 8,237 件



※政府では、令和4年9月5日～11月11日までの間、合同電話相談窓口を設置しており、その受付相談件数の累計は、3,817件。同月14日から、法テラスにおいてこれを継承したもの。

● 相談者の年齢

【全体】

17歳以下	18・19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明
11人	22人	415人	713人	1,182人	1,467人	1,030人	1,003人	449人	29人	1,916人
0%	0%	5%	9%	14%	18%	13%	12%	5%	0%	23%

【旧統一教会のみ】

17歳以下	18・19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明
0人	2人	49人	97人	168人	323人	277人	267人	110人	9人	313人
0%	0%	3%	6%	10%	20%	17%	17%	7%	1%	19%

寄せられた相談全体のうち、「旧統一教会」を相手方とするものは1,615件（20%）、宗教二世・三世に関する相談は449件であった。また、相談者の性別は「女性」が4,465人（54%）と男性より多く、相談者の立場は「非信者」が2,548件（31%）と信者、元信者より多かった。

● 相手方

【全体】

旧統一教会	その他団体等 (名称不明を含む)	回答なし (一般的な意見・相談を含む)
1,615件	3,309件	3,352件
20%	40%	41%

※複数の団体名が入力されていた場合には重複して計上している。

● 相談者の性別

【全体】

男性	女性	その他
3,729人	4,465人	43人
45%	54%	1%

【旧統一教会のみ】

男性	女性	その他
698人	910人	7人
43%	56%	0%

● 相談者の立場

【全体】

信者	元信者	非信者	その他・不明
690件	707件	2,548件	4,292件
8%	9%	31%	52%

【旧統一教会のみ】

信者	元信者	非信者	その他・不明
158件	322件	813件	322件
10%	20%	50%	20%

● 宗教二世・三世に関する相談

【全体】

宗教二世・三世
449件

【旧統一教会のみ】

宗教二世・三世
129件

※相談主体が宗教二世・三世である場合と、相談内容が宗教二世・三世に関するものである場合のいずれをも含む。

※割合については、端数処理しているため、合計が100とはならない場合がある。

相談内容を見ると、全体の中では、「心の悩み（心の健康も含む）」が2,587件（27%）、「金銭的トラブル」が2,176件（23%）と多数に上った。また、これを「旧統一教会」を相手方とする相談に限って見ると、「金銭的トラブル」が950件（47%）で最も大きな割合を占めた。

● 相談内容

【全体】

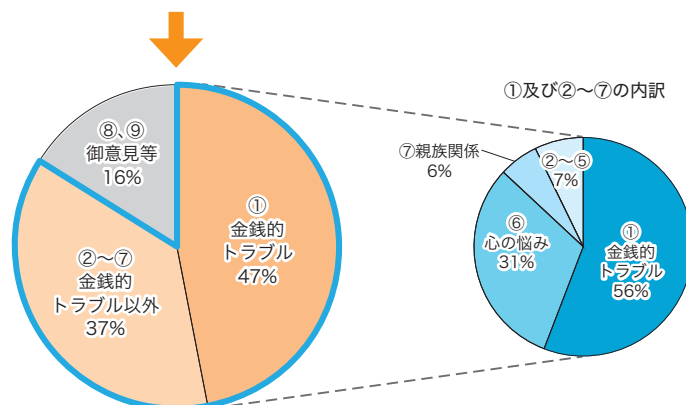
①金銭的 トラブル	②身体的 被害	③生活苦・ 就労の悩み	④誹謗中傷・ 嫌がらせ	⑤個人情 報の悪用	⑥心の悩み (心の健康 も含む)	⑦親族関係	⑧行政に 関する相談	その他	計
2,176件	99件	95件	105件	147件	2,587件	345件	283件	3,776件	9,613件

※複数入力されていた場合には重複して計上している。

【旧統一教会のみ】

①金銭的 トラブル	②身体的 被害	③生活苦・ 就労の悩み	④誹謗中傷・ 嫌がらせ	⑤個人情 報の悪用	⑥心の悩み (心の健康 も含む)	⑦親族関係	⑧行政に 関する相談	その他	計
950件	27件	47件	18件	26件	515件	104件	99件	229件	2,015件

※複数入力されていた場合には重複して計上している。



相談内容の具体的な例としては、次のようなものがあった。

(金銭的トラブルの相談例)

- 先祖供養等に必要であると言われ、献金や物品購入代金として支払った数千万円を取り戻したい。
- 除霊が必要だと言われ、お祓い代として数百万円を支払ったが、だまされていたと分かったため、お金を取り戻したい。
- 義母が、霊媒師から献金しなければ不幸になるなどと言われて支払った数千万円を取り戻したいと言っている。

(金銭的トラブル以外の相談例)

- 相談者と別居中の高齢の親族が、宗教団体から、しつこく入信勧誘を受けているが、どのように対応すべきか。
- 宗教団体を脱会した後、関係者から嫌がらせを受けているため、相談したい。
- 宗教団体から脱会する予定であるが、気持ちが安定せず、悩んでいる。
- 教団から脱会した後、生活が苦しいことや、教義を忘れられないこと等について相談したい。
- 亡くなった母が、教団からだまされて物品購入代金として支払っていた数千万円を取り戻したい。
- 親から信者以外との結婚を反対され、精神的苦痛を受けたため、相談したい。

相談状況の分析「霊感商法等対応ダイヤル」（令和4年11月14日から令和6年3月31日）等より抜粋

ある利用者は、自身が「旧統一教会」問題で金銭的な被害を受けたとして対応ダイヤルへ相談をするに至った経緯等につき、次のように述べている。

最初に被害を受けたのは20年ほど前のことであったが、被害を受け始めてから対応ダイヤルを利用するまでの間、自身や同種の被害を受けた人のための相談窓口があるとは全く思っておらず、そのため誰に相談すればよいかも分からない状態であった。

また、脱会後は精神的にも辛く、起き上がる元気すらない時期もあった。

そのような中で、令和4年に「旧統一教会」問題が再び社会で指摘されるようになった後、被害者のための電話相談窓口があることをテレビで知った。お金がどれだけかかるか分からないが、相談できるのなら、とにかく電話だけはしようと思い、テレビの画面に表示された電話番号を急いでメモした。

ずっと口をつぐんできたので、実際に弁護士へ相談をして、まず、自分の被害を弁護士に話せたこと自体が、すごく嬉しかった。こういう被害があったというのを知ってもらっただけでありがたいと感じた。

脱会後もマインドコントロールが抜けず、恐怖心を持って生活している人は大勢いるはずで、被害はあるけど言わないという人も大勢いるはずである。

対応ダイヤルでは、霊感商法等の被害者に対する効果的な支援を実現するため、特定施策推進室にこうした問題に経験や理解のある弁護士や心理専門職等を配置し、日本弁護士連合会、弁護団、全国霊感商法対策弁護士連絡会、法務少年支援センター、日本公認心理師協会、日本臨床心理士会、日本社会福祉士会等の各種関係機関・団体等と緊密に連携することで、金銭的トラブル、心の悩み等の多様なニーズに対応できるよう努めている。

また、対応ダイヤルでは、各種相談窓口を持つ関係機関とも連携することで、警察、よりそいホットライン、消費者ホットライン、精神保健福祉センター、地域包括支援センター、配偶者暴力相談支援センターなど、より相談内容に適した窓口の案内を行うよう努めている。

運用開始日の令和4年11月14日から令和6年3月末までの案内先を見ると、全体の中では、「法テラス」による継続対応（3,303件）が最も多かったほか、「全国霊感商法対策弁護士連絡会」（1,088件）、「日弁連（日本弁護士連合会）フリーダイヤル」（820件）、「弁護士」（800件）が主要な案内先であった。

● 案内先

【全体】

紹介先	
法テラス ^(注1)	3,303件
全国霊感商法対策弁護士連絡会 ^(注3)	1,088件
日弁連フリーダイヤル	820件
弁護士 ^(注2)	800件
警察	226件
よりそいホットライン	217件
消費者ホットライン	195件
精神保健福祉センター	174件
行政相談センター	127件
法務局（人権相談）	87件
個人情報保護法相談ダイヤル	74件
地域包括支援センター	74件
法務少年支援センター	67件
生活困窮者自立支援機関	32件
内閣官房チャットボット	16件
違法・有害情報センター	9件
配偶者暴力相談支援センター	7件
24時間子供SOSダイヤル	6件
ハローワーク	5件
児童相談所	3件
家庭裁判所（手続案内）	3件
進学支援機関	2件

【旧統一教会のみ】

紹介先	
弁護士 ^(注2)	792件
日弁連フリーダイヤル	265件
全国霊感商法対策弁護士連絡会 ^(注3)	158件
法テラス ^(注1)	122件
よりそいホットライン	42件
行政相談センター	36件
精神保健福祉センター	31件
地域包括支援センター	25件
法務局（人権相談）	18件
警察	18件
法務少年支援センター	17件
個人情報保護法相談ダイヤル	14件
生活困窮者自立支援機関	12件
消費者ホットライン	6件
内閣官房チャットボット	2件
ハローワーク	2件
進学支援機関	1件
違法・有害情報センター	1件

（注1）法テラスが継続して対応し、資力の乏しい方に対する無料法律相談や弁護士費用等の立替えの御案内等を実施

（注2）令和4年12月19日（月）から、全国統一教会被害対策弁護士団への案内開始

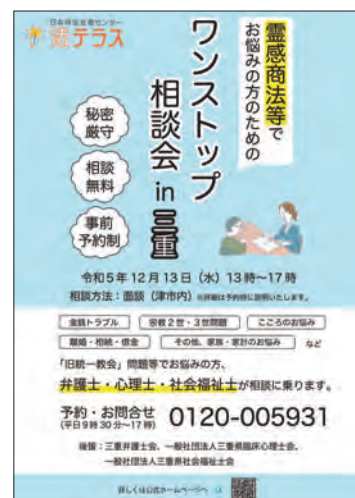
（注3）令和5年1月13日（金）から、全国霊感商法対策弁護士連絡会への案内開始

第2 ワンストップ相談会の開催等

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が令和4年11月10日に取りまとめた「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」を受け、法テラスは、弁護士、心理専門職、社会福祉士等と連携したワンストップ型の相談会を実施した。

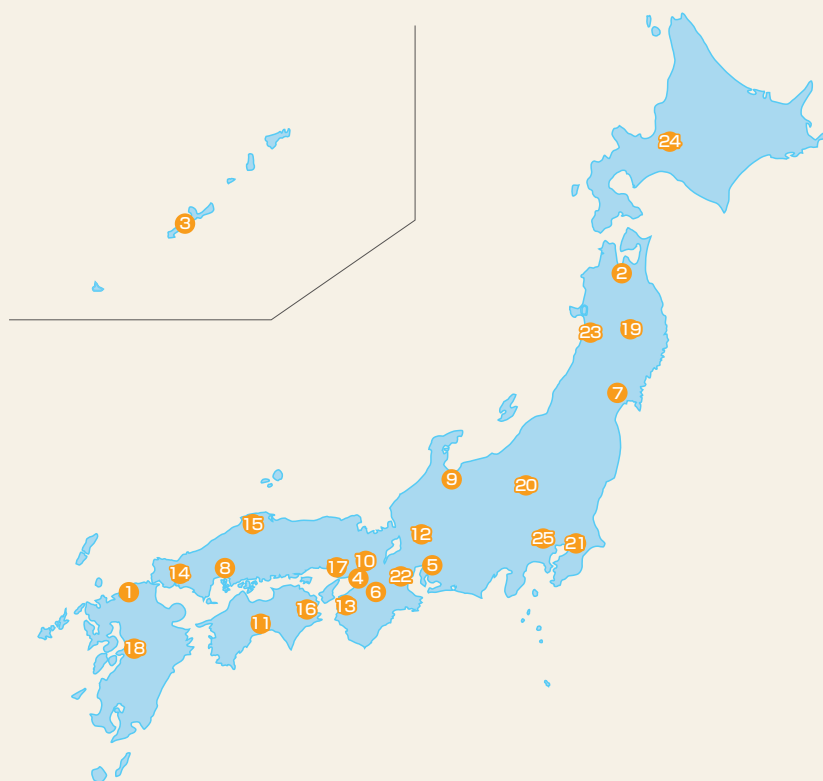
令和4年度には、電話を用い、全国から相談を募る形のワンストップ相談会を実施したが、令和5年度は、相談を受ける弁護士等が全国25か所で面談形式も用いるなどのワンストップ相談会を実施した。

面談形式のワンストップ相談会の実施により、例えば、金銭的トラブルについて法的支援を必要とする相談者が、それと同時に精神的支援や福祉的支援を必要とするなど複合的な要因を併せ持つ場合等に、同一の機会にそれぞれの知見を持つ対応者が相談を受けられることから、総合的・一体的な相談対応を行うことができた。また、ワンストップ相談会を開催した地方の中には、その重要性を認識し、取組を継続した地方事務所もあった。



ワンストップ相談会チラシ

ワンストップ相談会開催場所(開催順)



1	福岡県	14	山口県
2	青森県	15	島根県
3	沖縄県	16	徳島県
4	大阪府	17	兵庫県
5	愛知県	18	熊本県
6	奈良県	19	岩手県
7	宮城県	20	群馬県
8	広島県	21	千葉県
9	富山県	22	三重県
10	京都府	23	秋田県
11	高知県	24	北海道
12	岐阜県	25	東京都
13	和歌山県		

臨床心理士・公認心理師による霊感商法等の問題への対応

一般社団法人 日本臨床心理士会 事務局支援事業部

法眼 裕子

日本臨床心理士会事務局支援事業部の非常勤専門職員として、主に電話相談事業、ひきこもり支援、ウクライナ支援事業等の運営に携わっている。また都内の精神科クリニックにて臨床心理士・公認心理師としてカウンセリングや心理検査等を担当している。

一般社団法人日本臨床心理士会（以下「当会」という。）は、臨床心理士の職能団体として医療・教育・産業・福祉・司法等の様々な分野で活動する臨床心理士の資質や技能の向上、ならびに人々のこころの健康の保持に寄与するために様々な事業に取り組んでいる。平成29年に心理職の国家資格である公認心理師が誕生し、会員の約9割が公認心理師資格を取得している状況を踏まえ、心理支援活動全体の質の向上を図る観点からも、公益社団法人日本公認心理師協会と協働しながら事業を実施しており、当会では令和4年11月から法テラスが実施する霊感商法等対応ダイヤルに臨床心理士・公認心理師をアドバイザーとして派遣し協力している。

霊感商法等対応ダイヤルは、当初、金銭的被害の相談が多く寄せられることが予想されたが、実際に寄せられている相談内容は心理的な問題が多く、令和6年3月時点で「心の悩み」が延べ2,587件と、「金銭的トラブル」の2,176件よりも上回っており、臨床心理士・公認心理師が専門的な観点から適切な対応やつなぎ先についてオペレーターらにアドバイスを行っている。特に宗教二世のように親子関係や家族関係が複雑に絡み合った要因から、相談者自身が気持ちの整理ができておらず主訴が明確でない相談や、統合失調症を含む精神疾患、発達障害等が背景にあり、コミュニケーションが困難な相談者の相談を受ける際には、一般的な電話相談の知識や技術だけでは難しいため、見立てや対応についてアドバイスを行うなどして、窓口となるオペレーターの精神的負担を減らし、オペレーターらが相談者から悩みを十分に聞き取ることができるように努めている。

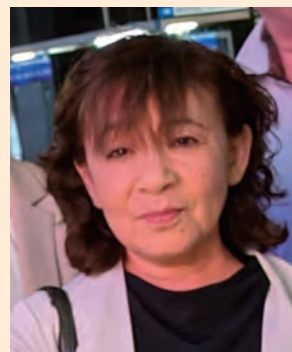
霊感商法等対応ダイヤル以外にも、令和5年度に全国各地で実施されたワンストップ相談会には、当該地域の臨床心理士会もしくは公認心理師協会に協力を要請し、弁護士や社会福祉士とともに臨床心理士・公認心理師が相談を担当した。例えば、「親族関係の悩みにつけこまれて、物品の購入代金として数千万を支払った」、「両親の献金によって生活が苦しく、就労や生活再建のための支援を受けたい」といった、金銭被害が主な相談であっても、その背景に心理や福祉的な支援が必要な場合もあることから、三職種がワンストップで相談を受けることで相談者が切れ目のない支援を受けることができる。すなわち、霊感商法等の問題解決には、相談者の生活全般を支えるような幅広い領域の知識や情報が必要であるので、今後も多職種での連携を大切にしていきたいと考えている。

そして、上記で述べてきたように、霊感商法や宗教に関する問題への心理支援のニーズの高さが見えてきたが、この分野の支援に携わる臨床心理士や公認心理師は未だ少なく人材育成が急務であると考えられる。今回の霊感商法等対応ダイヤルやワンストップ相談会への協力をきっかけにして、適切な心理支援を行えるように人材養成や体制作りを当会としても検討しているところである。

「靈感商法等対応ダイヤル」と社会福祉士の関わり

公益社団法人 日本社会福祉士会
理事 星野 美子

認定社会福祉士（地域社会・多文化分野）
社団法人日本成年後見法学会・副理事長、TRY星野社会福祉士事務所代表



私は、社会福祉士として主に在宅介護支援センター（現・地域包括支援センター）で、ソーシャルワーカーとして相談支援業務に従事してきた。平成12年になり、介護保険制度がスタートし、民法の改正によって成年後見制度が始まり、民間事業者が介護サービス提供事業に参入するようになったことで、社会資源は格段に増加したが、消費者被害や経済的搾取といった課題も出てきた。高齢者虐待防止法と地域包括支援センターの設置を契機として、権利擁護事業に関わる社会福祉士の認知度や業務の広がりが進んだと感じている。

このような時代背景もあり、社会福祉士及び全国の都道府県社会福祉士会は、地域の弁護士との接点が増え弁護士会との交流も生まれたことから、司法と福祉の連携が成年後見制度だけではなく、様々な分野で広がるようになってきた。そして、令和4年に法テラスで開始された「靈感商法等対応ダイヤル」に、日本社会福祉士会も何らかの形で関わっていくことが可能かどうかの打診について、全国社会福祉協議会を経由していただいたことから、令和5年1月にダイヤルオペレーターや法テラス職員の方々を対象とした研修を実施させていただき運びとなった。

そして令和5年3月21日に初めて開催された「靈感商法等でお悩みの方のためのワンストップ電話相談会」へ社会福祉士の相談員4名を派遣させていただくことができた。相談会に参加した社会福祉士からは以下のような感想が寄せられた。

- 寄せられる相談のなかには、高齢者や障がい者が日常的に抱える生活課題など、すぐに解決できないものがある。
- 相談を傾聴して、相談者に対してエンパワメントアプローチを行うことは大前提だが、明日からの生活の支援につながる情報提供や確実なつながりが必要なものがある。
- ソーシャルワーカー（社会福祉士）は、本人だけではなく環境への継続的なアプローチを行うため本人が地域の支援関係者と繋がることに時間が必要となる場合が少なくない。そのため1回の相談だけでは完結できない。モニタリングが重要ではないか。
- 当日は靈感商法には関わらない相談も複数入っていたが、相談会へ相談をする人がこれだけいるということからも、既存の相談機能では拾い上げることができない相談が存在していることを改めて感じさせられた。

この相談会の様子を全国47都道府県社会福祉士会に伝達したことにより、令和5年度は全国24都道府県の「靈感商法等でお悩みの方のためのワンストップ相談会」について、その地域の都道府県社会福祉士会から相談員を派遣させていただいた。派遣された相談員からは自身の日々の実践にひきよせて気づきが多くあったと聞いた。

私は、令和5年3月末から靈感商法等対応ダイヤルのアドバイザーとして相談内容やつながり先を確認させていただき、各種アドバイスをさせていただいている。地域の身近な相談機関を具体的にご案内することの必要性を強く感じているが、靈感商法等対応ダイヤルからつながった相談先の各関係機関がどのように相談を受け止めて、どのように対応しているのか把握ができておらず、その点の課題を感じている。弁護士による課題解決型のアプローチの実効性を高めるためにも社会福祉士がともに協働して日常生活を支える支援者として機能していくよう、これからも関わっていくことができればと願っている。

法テラスによる霊感商法等被害に対する取組

弁護士 東 麗子

平成18年 弁護士登録

以後、全国霊感商法対策弁護士連絡会にて旧統一教会被害者の被害救済活動に携わる。

全国統一教会被害対策弁護団団員

1 霊感商法等対応ダイヤルとワンストップ相談会

法テラスでは、令和4年7月の安倍元首相銃撃事件を発端として、「旧統一教会」の被害を始めとする、いわゆる霊感商法等の問題が広く日本中に存在することが改めて世間に認識されるに至り、被害救済の観点から霊感商法等対応ダイヤルが常設され、また、全国25か所で、ワンストップ相談会として、弁護士だけでなく、臨床心理士や社会福祉士なども同席のうえで相談を受けられる相談会が開催された。私は、その両方に関与させていただいたので、両者の果たしてきた役割と今後の検討課題について述べたいと思う。

2 霊感商法等対応ダイヤルについて

同ダイヤルは、テレビやYouTubeなどでCMを行ったことで、他の相談窓口よりも広くその名が世間に周知されることになった。霊感商法等の問題は、単純な金銭被害に集約できない場合も多く、悩みや困り事をそもそもどこに相談したらいいのかわからなかった人達にとって、このような窓口があるという情報が届いたことは、被害者救済の大きなきっかけになったと思われる。一方で、同ダイヤルは、相談内容に応じた相談先を案内するにとどまり、同ダイヤルでそのまま相談を行うことができないため、相談ができると思って電話した相談者は、相談するために案内された先に改めて連絡しなければならず、その点は相談者にとってハードルになると思われる。また、同ダイヤルで相談者のニーズを的確に把握できないと、結局適切な相談を受けられず、解決に結びつかないことになりかねない。相談内容を的確に把握し、さらに的確な相談先を案内できるように意識する必要があるであろう。また、現在、1年以上にわたる継続的な活動及び広報のおかげで、霊感商法等の問題の問合せ先として、霊感商法等対応ダイヤルが世間に周知されているところ、重大な社会問題の端緒となる相談が同ダイヤルになされる可能性があり、そのような相談の積み重ねをどのように被害者救済に生かすかということも意識する必要がある。

3 ワンストップ相談会について

また、法テラスでは、上述のとおりワンストップ相談会を開催した。ワンストップ相談会は、定期的な開催ではなく、1日限りの開催であり、開催周知が功を奏しないと、開催されても実際の利用者が想定より少ないこともあった。このワンストップ相談会のメリットは、現地で相談をすることができ、弁護士だけでなく、上述のとおり、他の士業との連携相談も可能、必要であれば現地の弁護士等に継続して相談が可能になる、という点である。そういう意味では、ワンストップ相談会は、開催方法、利用方法によっては、相談者の問題解決には非常に有用であり、開催の周知も含め、今後もこのワンストップ相談会を霊感商法等の被害者救済に有効に活用するための方法を引き続き検討していく必要がある。

第3 「旧統一教会」問題への対応と特定被害者法律援助業務の開始

前記第1のとおりに、対応ダイヤルでは、各種関係機関・団体等と緊密に連携しながら必要な対応を行っているが、特に弁護士との間では、令和5年1月11日に連携協定を締結した上で、「旧統一教会」問題の被害者救済に取り組んでいる。

具体的には、電話がかかりにくい等の物理的事情から被害者が弁護士へのアクセスや司法による救済を諦めることも考えられるため、これを防ぎ、また、相談者が対応ダイヤルで話した被害内容を再度自ら弁護士へ伝えなければならない負担を軽減するため、「旧統一教会」を相手方とする金銭賠償請求案件等について、相談者が希望した場合には、対応ダイヤルで相談者から詳細情報を聴き取った上で、法テラスから弁護士へ直接引き継ぎ、相談者は担当弁護士からのコールバックを待つのみで足りるようにするという運用を行っている。

対応ダイヤルにおいて相談者から事情等を聴き取るに当たっては、事前に弁護士と協議して作成した聴取項目票を使い、担当弁護士が法律相談の際に必要な基本的な事項を漏れなく聴き取り、弁護士へ提供している。

令和5年12月20日に公布された「特定不法行為等被害者特例法」では、法テラスの業務の特例に係る規定が設けられ、これを公布日から3か月以内に施行するものと定められ、その後、政令により施行日は令和6年3月19日と定められた。

そこで、法テラスは、法務省、日本弁護士連合会を始めとする関係機関と集中的に協議を重ね、それと並行して、所要の体制整備、内部への周知及び外部への発信・広報を行った上で、新たな業務である「特定被害者法律援助業務」を開始するに至った。



令和6年3月19日、「特定被害者法律援助業務」開始に関する記者会見を行う村越進弁護士団長（右）と、丸島俊介理事長（中央）、村山勇輔特定施策推進室長（当時）（左）

特定被害者法律援助業務は、対象宗教法人（令和6年3月末時点では「旧統一教会」のみが対象）による特定不法行為等に係る被害者につき、資力の状況にかかわらず、弁護士等による無料法律相談（特定被害者法律相談援助）や民事事件手続における弁護士費用等の立替え（特定被害者代理援助）等及び民事保全手続における担保の提供を行う業務である。これらの援助に係る立替費用等については、援助終結までその償還を猶予しなければならないが、援助終結後、一定以上の資力を有する場合等の例外的な場合を除き、その償還を免除することができることとされている。

「旧統一教会」被害者救済のために

全国統一教会被害対策弁護団

団長 弁護士 村越 進

平成20年4月 第一東京弁護士会会長

平成26年4月 日本弁護士連合会会長

平成29年5月 日本弁護士政治連盟理事

令和4年11月 全国統一教会被害対策弁護団団長



全国統一教会被害対策弁護団は、令和4年11月に日本弁護士連合会の指導と支援を得て結成された。結成時の団員は200名強であったが現在は350名を超え、全都道府県・全弁護士会に複数の団員があり、全国どこにお住まいの被害者に対しても地元の弁護士がご相談に乗り対応できる体制を整えている。

弁護団はこれまで全国で700名を超える被害者の相談をお受けし、うち約180名の方から依頼を受け受任した。その被害総額は50億円を超えている。弁護団は、令和5年2月から令和6年6月まで8次にわたり、旧統一教会に対し損害賠償を求める集団交渉を申し入れてきたが、旧統一教会がこれに誠実に応じようとしないうえ、うち138名・44億円強について、すでに旧統一教会に対し損害賠償を求める民事調停を東京地裁に申し立て、裁判所における手続きが始まっている。今後も、旧統一教会に対する申し入れ及び調停申立を継続追加していく予定である。

700名という数は直接弁護団に相談された方だけではなく、日本弁護士連合会や法テラスから弁護団を紹介された方も含む。

弁護団は、令和5年1月11日に法テラスと連携協定を締結した。この協定により、法テラスに寄せられた相談のうち弁護団において対応することが適切と考えられる事案については、法テラスにおいて聞き取った調書が直ちに弁護団事務局に引き継がれ、弁護団の地元担当弁護士が相談者にコールバックしてすみやかに相談に入ることができるようになった。

このようにして、これまで、弁護団が法テラスから紹介されあるいは引き継がれたケースは、約200件になる。

現在、開設時間や人的体制等の面で、被害者にとって最も利用しやすく充実した相談窓口は法テラスの霊感商法等対応ダイヤルである。弁護団としては、法テラスと緊密に連携し、法テラスに寄せられた相談をしっかりと拾い上げて被害者を救済してまいりたい。

被害者が声を上げることは多くの困難がある。待っているだけではなく被害を掘り起こすための積極的な取り組みが必要である。その意味で、法テラスがこの間行ってきた全国におけるワンストップ相談会はとても重要であり、その継続と充実のために、弁護団は法テラス・地元弁護士会と協力していきたいと考えている。

令和6年3月19日には、被害者救済を進めるための「特定不法行為等被害者特例法」が施行された。

この特例法により、被害者は法律相談料や着手金など救済のために要する費用について、資力にかかわらず法テラスの援助を受けることができるようになった。市民、ことに弱い立場にある方の権利を守るために、法テラスの果たす役割はきわめて大きいとあらためて痛感している。

弁護団は、特例法を全面的に活用しさらに被害者の救済に取り組んでいくために、すでに団長の私以下が法テラスと契約を締結している。

被害者の皆さんには、費用について心配されることなく、ぜひ弁護団にご相談いただきたい。

【用語の解説】

○特定不法行為等

「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」を理由とする所轄庁等による解散命令請求等の原因となった不法行為等及びこれらと同種の行為であって、解散命令請求等の対象宗教法人又はその関係者によるもの（令和6年3月現在、「旧統一教会」が対象宗教法人となっている。）。

○特定被害者

特定不法行為等に係る被害者であって、国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者。

○特定被害者法律援助業務

「特定不法行為等被害者特例法」に基づき、特定被害者が対象宗教法人又はその信者その他の関係者による特定不法行為等に関する裁判その他の法による紛争解決のための手続及び弁護士・司法書士のサービスを円滑に利用することができることを目的とした業務。

○特定被害者代理援助

特定被害者を当事者とする特定不法行為等に関する紛争を、業務方法書に定める対象手続において解決しようとする場合の、当該手続の準備及び追行のため代理人となる弁護士・司法書士に支払うべき報酬及び必要な実費の立替えをすること。

○特定被害者書類作成援助

弁護士・司法書士に対し、特定被害者を当事者とする特定不法行為等に関する紛争に係る対象手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及び必要な実費の立替えをすること。

○特定被害者法律相談援助

弁護士・司法書士による、特定被害者に対する法律相談（特定不法行為等に関するものに限る。刑事に関するものを除く。）を実施すること。